

長野地区タクシー事業協同組合発行のチケット利用会員申込
並びに長野地区タクシー乗車券交付依頼書(振替用)

長野地区タクシー事業協同組合御中

私は、裏面記載の「長野地区タクシー事業協同組合チケット利用会員規約」を承諾のうえ、入会を申込みます。
あわせて、「長野地区タクシー乗車券」の交付を依頼します。なお、貴組合の審査結果については異議は唱えません。



申 込 年 月 日	R 年 月 日	申込者区分	法人	個人事業者	公的機関	個人
-----------	---------	-------	----	-------	------	----

お申込者 所在地・住所 〒 番 号 代表者お名前 カナ	TEL () FAX ()		
	ご担当 部 署	ご担当者	
	押印ください。		
	営業 内容	創業 設立	
資本 金		従業員 名	年 商 万 円

個人事業者 の場合追記 所在地・住所 〒 番 号 代表者氏名 カナ	性別	男	女	ご家族 人数	配 偶	有 無
	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日	名	者	無
	住居	自己所有 他 ()	家族所有	賃貸住宅	居 住 年 数	年
	自 宅 (必須)	—	—	—	—	—
携 帯 (必須)		—	—	—	—	—

個人 の場合追記 所在地・住所 〒 番 号 勤務先 商 号 カナ	性別	男	女	ご家族 人数	配 偶	有 無
	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日	名	者	無
	住居	自己所有 他 ()	家族所有	賃貸住宅	居 住 年 数	年
	勤務先 (必須)	—	—	営業 内容	—	—
携 帯 (必須)		—	—	従 業 員	勤 続 人	年

連帯保証人 ご住所 〒 番 号 お名前 カナ 勤務先 商 号 所在地 〒 番 号 都 道 府 県	申込者との関係 代表者 役員 他 ()	性別	男	女	ご家族 人数	配 偶	有 無
	押印ください。	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日	名	者	無
	住居	自己所有 他 ()	家族所有	賃貸住宅	居 住 年 数	年	
	自 宅 (必須)	—	—	—	—	—	
携 帯 (必須)		—	—	—	—	—	
勤務先 (必須)		—	—	営業 内容	—	—	
営 業 内 容		—	—	—	—	—	
勤 続 人		—	—	—	—	—	

八十二銀行振替 本店 支店 出張所	金融機関コード	店番号	預金種目	名義人
	0 1 4 3		普通 (総合)	
	口座番号 (右づめ)		当座	
長野信用金庫 本店 支店 出張所	金融機関コード	店番号	預金種目	名義人
	1 3 9 0		普通 (総合)	
	口座番号 (右づめ)		当座	

請求書形式 (○をして下さい。)	発行区分	締日	メールアドレス	* メール請求の場合は紙での請求書が出ませんのでご注意ください。
	Web	月末	はがき	
メール				

上記長野地区タクシー事業協同組合チケット利用会員申込者を推薦いたします。

推薦会社 印

登録番号
組合受付

長野地区タクシー事業協同組合チケット利用会員規約
(口座振替用)

- 第1条 (利用会員資格)
1. 利用会員 (以下「会員」といいます) とは、本規約を承認の上、長野地区タクシー事業協同組合 (以下「当組合」といいます) に、あらかじめ当組合の組合員及び承認事業者の推薦を受け長野地区タクシー事業協同組合発行のチケット利用会員の申入をされ、当組合が入会を認めた方をいいます。
 2. 会員の承認は「Web請求書」の利用を条件とします。
 3. 会員は第4条により使用する「長野地区タクシー乗車券」 (以下「チケット」といいます) の利用による一切の債務について、支払の責を負うものとします。連帯保証人は、会員と連帯してチケット利用による一切の債務の責を負うものとします。
- 第2条 (チケットの発行交付)
1. 当組合は、会員に対し「チケット」を発行交付いたします。チケットの所有権は当組合にあります。
 2. チケットは譲渡、質入、担保提供などに使用することはできません。また、当組合が必要と認めてチケットの返却を請求した時は、会員はこれに応じるものとします。
 3. チケット上には固有番号が表示されますが、これを本規約により使用するチケット以外に使用することを禁止いたします。
 4. この規約に基づいて使用するチケットは、作成者、様式、形状を問わず全て当組合が発行したものとみなします。
 5. チケットの発行交付には、1冊 (50枚綴) に付100円 (税抜) の実費を負担いただきます。
 6. チケットを送る場合は実費を会員が負担いただきます。
- 第3条 (有効期限)
1. チケットの有効期限は、当組合が指定しチケット上に表示します。引き続きチケットの利用を希望する会員は、有効期限到来2ヶ月前より新しいチケットの発行を請求できるものとします。
 2. 当組合では会員資格を審査した上でチケットを発行するものとします。
- 第4条 (チケットの使用法)
1. チケットの使用は別表に記載された、当組合の組合員のタクシー及び当組合が承認した事業者のタクシー使用に限るものとします。
 2. 一回の乗車ごとにチケット一枚を現金払いに代えてタクシー乗務員に手交するものとします。その際、運賃料金・乗車年月日・利用区間その他必要事項を記入して下さい。所定の項目の一部が白地のチケットをタクシー乗務員に手交し、これによる不測の損害が発生した場合は、該当タクシー乗務員の悪意又は重大な過失が立証されない限り、会員はその支払の任にあたらない限りはなりません。
- 第5条 (お支払い内容等)
1. 当組合は会員に対し、チケット利用による運賃 (以下「タクシー代金」といいます) を請求する時は、あらかじめ請求書を会員の届出住所に送付します。お支払い内容については、会員が請求書を受取った後1週間以内に特にお申し出のない限り承認されたものと見なします。なお、タクシー代金には有料道路・駐車料等の実費も含まれます。
 2. 請求書の金額の中に、手数料として運賃料金の2%を加算してあります。ただし、その2%が100円に満たない場合は、100円 (税抜) とします。
 3. 紙請求書の発行には「請求書発行手数料」130円 (税込) がかかります。
 4. 本条第1項の請求書到達の有無にかかわらず、会員は当組合に対する本規約に基づく一切の債務を免れる事はできないものとします。なお、当組合からは直接、領収書を発行いたしません。
- 第6条 (お支払い)
- 第4条で使用したタクシー代金及び手数料は、毎月末日に締切り、翌月第一営業日以降に請求金額を確定し、会員の電子メールアドレス宛に請求確定の電子メールを送信しますので、会員があらかじめ約定した当組合の指定する金融機関の預金口座から翌月24日に口座振替にて (金融機関が休業日の場合は翌営業日) お支払いいただきます。なお、預金口座振替不能の場合は、一週間以内に当組合口座に振込をお願いします。その際の振込手数料は会員の負担となります。使用済チケットは電子帳簿保存法に基づき当組合で管理します。
- 第7条 (延滞損害金、再請求手数料)
- 前条に定める期日にお支払いいただけなかった場合は、年利14%の延滞損害金および、一回につき40円の再請求手数料を所定の運賃料金に加算して、支払期日以降の任意の日において口座振替による請求をします。
- 第8条 (チケットの盗難・紛失等)
1. 会員が、チケットを紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに当組合に登録番号・券番・枚数等必要事項を連絡のうえ、当組合所定の紛失、盗難届をご提出ください。あわせて、警察に届出など不正使用防止に適切な処置を講じてください。また、これにより生じた当組合への債務は免れないものとします。
 2. 会員が紛失、盗難にあったチケットを発見、回収した場合には速やかに当組合にご連絡ください。
- 第9条 (チケットへの使用制限文言など)
- 当組合より交付されたチケットに、会員が使用期限あるいはチケット1枚当りの使用制限額などを記入しても、その効力は会員限りのものであり、当組合には及びません。
- 第10条 (届出事項の変更)
1. 会員は、当組合に届出た住所・氏名・支払責任者・指定預金口座等について変更があった場合には、速やかに当組合に通知していただくとともに、所定の変更届を届出るものとします。
 2. 前項の変更事項についての通知がなく、当組合からの請求書などが延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
- 第11条 (反社会勢力の排除)
- 会員は、当組合に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成 (以下総称して「反社会的勢力」といいます) ではないこと。
 - (2) 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約におけるチケット利用をするものではないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対して、資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしないこと。
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、本規約に関して次の行為をしないこと。
 - ① 当組合に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて当組合の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 第12条 (退会、会員資格の取消しおよびチケットの使用停止・返却)
1. 会員は、自己の都合により退会する時は、当組合所定の手続きをするとともに、交付されているチケットを返却し未払いのチケット分の支払を即時に清算する事で退会することができます。
 2. 当組合は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告無くして会員資格の喪失、チケットの利用停止等の処置をとることがあります。それらの場合、会員は当組合からチケットの返却、一時預かりを求められた時は、直ちにこれに応じいただきます。
 - (1) 第13条に該当したとき。
 - (2) 当組合に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき不履行があったとき、または虚偽の申告があったとき。
 - (3) 本申込みおよびチケット利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4) 第10条に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の住所が不明となり、当組合からの会員への連絡が不可能であると判断したとき。
 - (5) その他チケットの利用状況が適切でないまたは信義に反すると認められるとき。
 3. 前条の規定により、会員が会員資格の喪失、チケットの利用停止等の処置を受けた場合、当該処置により生じる損害について、当組合に対し一切の請求を行わないものとします。
- 第13条 (期限の利益喪失)
1. 会員が次のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を清算していただきます。
 - (1) 第6条によるタクシー代金のお支払いを怠り、当組合から20日以上相当な期間を定めてそのお支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。
 - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または銀行取引停止になったとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、競売の申請、仮処分申立または滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
 - (5) 第11条に違反したとき。
 2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当組合からの請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を清算していただきます。
 - (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - (2) 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (3) 会員資格を喪失したとき。
- 第14条 (規約の変更)
- 当組合は、本規約を変更する場合は、予め会員にその旨をWeb上で通知します。その後にチケットをご利用された場合は、会員は変更事項を承認されたものとします。
- 第15条 (合意管轄裁判所)
- 会員と当組合との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、長野簡易裁判所および長野地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

別表	長野地区タクシー事業協同組合	更埴承認事業者
	組合員 つばめ長電タクシー株式会社	
	長野観光自動車株式会社	
	長野タクシー株式会社	
承認組合	長野個人タクシー事業協同組合員	更埴観光タクシー株式会社 篠ノ井観光タクシー株式会社 合資会社畑山自動車商会 ひしこタクシー株式会社
	長野第一個人タクシー協同組合員	

個人情報とは当組合のチケット業務以外に利用することはありません。